

旭川市果樹協会補助金

概要

旭川産果樹の振興及び生産者の地位向上を目的とし、旭川市果樹協会が実施する各種研修会や共同防除対策などの取組や特色ある旭川市果樹の発信と宣伝に係る取組を支援します。

対象者

旭川市果樹協会

対象事業／対象経費

- ①各種研修会や共同防除対策など協会の運営や取組に要する事業費
- ②旭川産果樹を発信、宣伝し、消費者への普及を図る事業費

補助率(上限など)

補助対象経費の1／2以内

その他

連絡先 農業振興課 生産振興係 電話 0166-25-7470 メール nougyousinkou@city.asahikawa.lg.jp